

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	食品衛生法	法令の番号	昭和22年法律第233号				
不利益処分の種類	営業許可の取消等	根拠条項	第60条				
処分基準	<p>食品営業者が、食品衛生法第6条、第8条1項、第10条から第12条まで、第13条第2項若しくは第3項、第16条、第18条第2項若しくは第3項、第19条第2項、第20条、第25条第1項、第26条第4項、第48条第1項若しくは第50条第2項、第51条第2項、第52条第2項若しくは第53条第1項の規定に違反した場合、第7条第1項から第3項まで、第9条第1項若しくは第17条第1項の規定による禁止に違反した場合、第55条第2項第1号若しくは第3号に該当するに至った場合又は第55条第3項の規定による条件に違反した場合、別紙「行政処分基準」に基づき次の行政処分を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 営業許可の取り消し：営業を行うことが食品衛生上極めて危険である場合、違反の改善が見込めない場合、その他営業許可を継続させることが適当でない場合。 ○ 営業禁止命令：営業による危害の発生、拡大及び再発を防止するために行う必要な措置を実施する期間を予測できない場合、営業者が法第55条第2項ただし書きに規定される人格欠格条項に該当した場合等に営業の全部又は一部について行う。また、営業禁止命令を発した後、その禁止事由が消滅したときには、これを解除する。 ○ 営業停止命令：営業による危害の発生、拡大及び再発防止するために行う必要な措置を実施するため、期間を定めて営業の全部又は一部について行う。なお、別紙に定める営業停止命令における基本日数は加算、減算を行うことができる。 <p>また、食中毒その他飲食に起因する衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため、緊急に不利益処分を行う必要があるときは、聴聞又は弁明の機会の付与の手続きを省略することができる。</p>						
	対応区分	①聴聞の実施（取り消し） ②弁明の機会の付与（禁止・停止等）	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	

(別紙) 行政処分基準

不利益処分条項	違反条項	違反の内容	処分区分
法第 60 条	法第 6 条	販売を禁止される食品等の販売等	営業許可の取消し 営業禁止命令 営業停止命令(基本日数 5 日)
	法第 7 条第 1 項、第 2 項、第 3 項	厚生労働大臣が禁止した新開発食品の販売等	
	法第 8 条 1 項	指定成分等含有食品に関する健康被害情報の届出義務	
	法第 9 条第 1 項	厚生労働大臣が禁止した特定の食品等の販売等	
	法第 10 条	病肉等の販売等	
	法第 11 条	食品衛生管理措置が確認されていない食品等の輸入	
	法第 12 条	指定外添加物以外の販売等	
	法第 13 条第 2 項	規格又は基準等に合わない食品等の販売等	
	法第 13 条第 3 項	規格がない農薬等が一定の量を超えて残留する食品の販売等	
	法第 16 条	有害有毒な器具等の販売等	
	法第 17 条第 1 項	厚生労働大臣が禁止した特定の器具等の販売等	
	法第 18 条第 2 項	規格又は基準等に合わない器具等の販売等	
	法第 18 条第 3 項	ポジティブリスト制度で安全が担保されていない物質の器具等への使用	
	法第 19 条第 2 項	基準に合う表示がない器具又は容器包装の販売等	
	法第 20 条	虚偽の又は誇大な表示又は広告等の実施	
	法第 25 条第 1 項	検査合格表示のない添加物等の販売等	
	法第 26 条第 4 項	知事が命じた食品等の検査結果通知以前の販売等	
	法第 48 条第 1 項	食品衛生管理者の非配置	
	法第 50 条第 2 項	有毒物質の混入防止等の措置基準の遵守	
	法第 51 条第 2 項	HACCP に沿った衛生管理の措置の遵守義務	
法第 52 条第 2 項	器具又は容器包装の適正製造規範の遵守義務		
法第 53 条第 1 項	器具又は容器包装の販売における情報伝達義務		
法第 55 条第 2 項第 1 号、第 3 号	営業許可の欠格条項の該当		
法第 55 条第 3 項	営業許可条件の不適合		